

## 鳥羽商船高等専門学校学生準則

制 定 平成16年 4月 1日  
最終改正 平成29年 2月 6日

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この学生準則は、鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）学生生活上遵守すべき事項について定める。

**第2条** 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

### 第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

**第3条** 入学を許可された者は、所定の期日までに様式第1号により、在学中の保証人2名が連署した誓約書を、校長に提出しなければならない。

(保証人)

**第4条** 保証人は、学生の一身上の事及びその他学生にかかる一切の責任を負える者でなければならない。ただし、保証人のうち1人は保護者とし原則として父母兄弟のいずれかの者とする。

**第5条** 保証人の死亡等による変更、転居・姓名等の異動があったときは、様式第2号により、校長に届け出なければならない。

### 第3章 学生証

(学生証)

**第6条** 学生は、本科第1学年、第4学年及び専攻科第1学年の初め学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

**第7条** 学生証は、その有効期間が満了したとき、または退学するときは、校長に返納しなければならない。

**第8条** 学生証を滅失し、またはき損したときは、速やかに様式第3号により、校長に願い出て、再交付を受けなければならない。

### 第4章 休学、退学及び欠席等

(休学)

**第9条** 学生が、疾病その他の理由により、休学しようとするときは、医師の診断書、詳細な理由書、または必要書類を添えて、様式第4号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(復学)

**第10条** 休学した者が、休学の理由がなくなったことにより、復学しようとするときは、様式第5号により、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

この場合疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

**第11条** 学生が、退学しようとするときは、様式第6号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(住所変更等)

**第12条** 学生は、住所または氏名を変更したときその他一身上の異動があったときは、速やかに様式第7号により、校長に届け出なければならない。

(欠席等)

**第13条** 学生が、欠席、欠課、遅刻または早退をしようとするときは、理由を明記し、あらかじめ様式第8号により、校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ提出できないときは、その理由を明記して、事後速やかに提出しなけれ

ばならない。

2 負傷・疾病または一身上の都合のため、引き続いて1週間以上欠席（長期欠席）するときは、医師の診断書または保証人の同意書を添え、様式第9号により、校長に届け出なければならない。

ただし、1週間以内の欠席に対しても、医師の診断書を提出させることがある。

（公欠）

**第14条** 学校が認める行事等に参加する場合は、欠席としないことができる。これを公欠という。公欠を願い出るときは、様式10号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、団体で願い出るときはクラブ顧問等が願い出るものとする。

（忌引）

**第15条** 父母近親の喪に服するときは、様式第11号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、往復日数を除き、父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、曾祖父母、伯叔父母1日とする。なお、往復の所要日数または所要時数を加算するときは、4日を限度とし、学級担任がこれを判定する。

## 第5章 学級担任教員等及び顧問教員

（学級担任教員等）

**第16条** 学生は、学習及び生活等について、本科生にあつては校長が任命する学級担任教員の、専攻科生にあつては専攻科長または担当指導教員の指導助言を受けるものとする。

（顧問教員）

**第17条** 学生は、クラブ活動について、校長の任命する顧問教員の指導助言を受けるものとする。

## 第6章 学寮

（学寮）

**第18条** 寮生は、学校の指示に従って入寮し、規律ある生活をしなければならない。

2 学寮における規律及び日課等については、別に定める。

## 第7章 服装

（服装）

**第19条** 学生は、定められた服装を着用し、自己及び学校の品位を傷つけるようなことをしてはならない。

2 服装については、別に定める。

## 第8章 健康及び安全

（健康）

**第20条** 学生は、常に衛生に留意し、健康保持に努めなければならない。

（健康診断）

**第21条** 学生は、各学年における定期または臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

（治療）

**第22条** 校長は必要に応じて、学生に治療を受けることを命ずることがある。

（安全）

**第23条** 学生は、常に安全に留意し、火災及び風水害等の災害防止に努めなければならない。

2 学生による防火部署は、別に定める。

## 第9章 学生会等

（設置）

**第24条** 本校に、学生会を置く。

（目的）

**第25条** 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、本校の教育目的の達成に資することを目的とする。

(目標)

**第26条** 学生会は、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

(遵守事項)

**第27条** 学生活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想及び良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うにあたっては、校長の承認及び学校の指導を受け学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的及び使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて、校長が承認した場合にかぎり、校外団体に加入することができる。学生会が、校外団体に加入しようとするときは、様式第12号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- (7) 校外団体に加入が許された後においても、前号の趣旨に違反すると認められる場合は、校長は、その許可を取り消すことがある。

(構成)

**第28条** 学生会は、学生会員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(組織)

**第29条** 学生会に、総会、評議会、委員会、役員、学級会、部会、寮生会を置く。

2 総会、評議会、委員会、役員、部会、寮生会の構成は、学生会則において定める。

(会則)

**第30条** 学生会は、会則を制定して、校長の承認を受けるものとする。会則の変更についても同様とする。

2 会則には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及び任期
- (6) 総会及び評議会の機能及び権限
- (7) 委員会に関すること。
- (8) 部会、部及び同好会の種類並びに機能
- (9) 会費に関すること。
- (10) 会計に関すること。
- (11) 顧問教員に関すること。

- (12) 会議の招集に関する事。
- (13) 部活動の連絡調整に関する事。
- (14) 役員選挙並びに承認に関する事。
- (15) 会議、各部、会計及び選挙等の細則に関する事。
- (16) 事業計画、予算及び決算に関する事。
- (17) 会則の改正に関する事。
- (18) 会則発行に関する事。

(事業計画書等)

**第 31 条** 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について、校長の承認を受け、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(指導)

**第 32 条** 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

- 2 部及び同好会は、それぞれ校長が命じた顧問教員の指導を受けるものとする。

(団体の結成等)

**第 33 条** 学生が、学生会とは別に、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、様式第 13 号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、有効期間は 1 年とする。

- 2 団体の変更または継続の場合も同様とする。

**第 34 条** 前条の団体が解散したときは、速やかに様式第 14 号により、校長に届け出なければならない。

- 2 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その解散を命ずることがある。

(校外団体への参加等)

**第 35 条** 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、様式第 12 号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

**第 36 条** 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その許可を取り消すことがある。

## 第 10 章 集会

(集会等)

**第 37 条** 学生が、校内外において、校名または学生会名を使用して集会、催物その他の行事を行い、またはこれ等の行事に参加しようとする場合は、様式第 15 号により、1 週間以前に責任代表者が、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

**第 38 条** 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長は、その中止を命ずることがある。

## 第 11 章 印刷物の発行、配布及び販売

(印刷物の発行等)

**第 39 条** 学生が、校内外において、雑誌、新聞、パンフレットその他の印刷物を発行し、配布し、または販売しようとするときは、当該印刷物の原稿を添え、あらかじめ様式第 16 号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、許可された印刷物は、配布または販売する前に、学生主事が、必要と認める部数を、学生主事に提出または呈示するものとする。

## 第 12 章 掲示

(掲示)

**第 40 条** 学生が、校内外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物を添え、様式第 17 号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、許可された掲示物は、校長の指定する場所に掲示しなければならない

い。

### 第13章 施設または設備の使用

(施設等の使用)

**第41条** 学生及びその団体が、本校の施設または設備を使用しようとする場合は、様式第18号により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、第36条の規定により、許可を受けた施設若しくは設備または日常その使用を認められた施設若しくは設備については、この限りでない。

2 学生または団体が、本校の施設または設備を故意または重大な過失により、滅失、き損または汚損したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

### 第14章 雑則

(書類の経由)

**第42条** 第5条及び第8条から第15条までの規定により、学生が、校長に提出する書類は、本科生にあつては学級担任教員を、専攻科生にあつては専攻科長または指導教員を経由するものとする。

**第43条** 第27条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第37条及び第39条から第41条までの規定により、学生会または学生が、校長に提出する書類は、学生主事を経由するものとする。

(その他)

**第44条** この準則の施行に際して必要あるときは、別に規則を定める。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 誓 約 書

鳥羽商船高等専門学校長 殿

このたび貴校に入学を許可されましたうえは、在学中学則その他の諸規則を守ることはもちろん、学籍を離れたのちも、在学中に生じた一切の義務は必ず責任をもって履行することを保証人連署をもって固く誓います。

平成 年 月 日

本人 本（国）籍地  
（都道府県のみ） \_\_\_\_\_  
〒

現住所 \_\_\_\_\_  
学科名 \_\_\_\_\_ 学科  
専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

年 月 日生

〒

保証人 現住所 \_\_\_\_\_  
（保護者） 本人との続柄 （ ）

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

年 月 日生

〒

保証人 現住所 \_\_\_\_\_  
本人との続柄 （ ）

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

年 月 日生

様式第2号（第5条関係）

## 保証人変更・異動届

担 任

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学科  
専攻 ・ 学年

氏 名（署名）

下記のとおり保証人（を変更し・に異動があり）ましたのでお届けします。

記

1 事 由

2 旧保証人氏名

3 新保証人

現住所

本人との続柄

ふりがな

氏 名（署名）

年 月 日生

4 変更期日 平成 年 月 日から

様式第3号（第8条関係）

## 学 生 証 再 交 付 願

担 任

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名（署名）

生年月日 年 月 日生（ 才）

このたび下記により学生証を失いましたのでお届けします。

場 所

日 時

紛 失  
盗 難  
焼 失  
その他

上記のとおり相違ありませんから再交付をお願いいたします。

様式策4号（第9条関係）

# 休 学 願

担 任

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名 ㊦

保証人 住 所  
(保護者)

氏 名 ㊦

下記事由により休学したいので許可をお願いします。

## 記

1 事 由

(病気の場合は診断書添付)

2 期 間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

様式第5号（第10条関係）

担 任

# 復 学 願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名 ㊟

保証人 住 所  
(保護者)

氏 名 (署名)

平成 年 月 日から ( 事 由 ) により休学中のところ

下記によって復学したいので許可をお願いします。

## 記

1 復学年月日 平成 年 月 日

2 事 由

様式第6号（第11条関係）

# 退 学 願

担 任

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科 年  
専 攻

氏 名 ㊟

保証人 住 所  
(保護者)

氏 名 ㊟

下記事由により退学したいので許可をお願いします。

## 記

1 退学希望年月日 平成 年 月 日

2 事 由

様式第7号（第12条関係）

担 任

住 所 変 更 届  
氏 名

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名（署名）

下記のとおり 住所  
氏名 を変更しましたのでお届けします。

1 旧住所

氏 名

2 新住所

氏 名

（氏名変更のときは戸籍抄本添付のこと）

様式第8号（第13条関係）

欠 席  
欠 課  
早 退 遅 刻  
届

担 任	教務係

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_

下記事由により（ ）したいのでお届けします。

(注) 欠席または欠課した日から3日以内に提出すること。

記

1 期 日 平成 年 月 日 第 限から第 限まで

2 事 由

様式第9号（第13条関係）

担 任

## 長期欠席届（1週間以上）

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名（署名）

下記によって長期欠席をしたいので（  
保証人の同意書  
医師の診断書  
を添えて）お届けします。

（注）病気の場合は医師の診断書、その他のときは保証人の同意書を添付すること。

記

1 期 間            自 平成    年    月    日から  
                         至 平成    年    月    日まで

2 事 由

様式第10号-1 (第14条関係)

担任	教務係

公 欠 願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_

下記事由により公欠したいので許可をお願いします。

記

1 期 日 平成 年 月 日 第 限から第 限まで  
平成 年 月 日 第 限から第 限まで

2 事 由

様式第10号-2 (第14条関係)  
(5年生進路用)

担 任	教務係

## 公 欠 願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名 (署名) \_\_\_\_\_

下記事由により公欠したいので許可をお願いします。

### 記

1 期 日 平成 年 月 日 第 限から第 限まで  
平成 年 月 日 第 限から第 限まで

- 2 事 由
- 採用試験受験のための欠席 (旅行日含む)
  - 採用を目的とする健康診断および内定式等のための欠席  
(会社見学は含まない)
  - 大学編入学試験及び専門学校受験のための欠席 (旅行日含む)
  - 大学編入学試験及び専門学校受験を目的とする健康診断受験  
のための欠席 (旅行日含む)
- ただし、会社見学は公欠にならない

(会社・大学・学校名 \_\_\_\_\_)

様式10-3 (第14条関係)

担当主事

## 公 欠 願

- ・クラブ関係は、学生主事に提出して下さい。
- ・その他は、教務主事に提出して下さい。

平成 年 月 日

担当教員 \_\_\_\_\_ 印

1. 事 由 (参加行事等)

2. 期 間 平成 年 月 日 ( ) 第 限より第 限まで 日間  
平成 年 月 日 ( ) 第 限より第 限まで

3. 学生氏名

学科学年	氏 名	学科学年	氏 名

様式第11号（第15条関係）

担 任

# 忌 引 願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

学 科  
専 攻 年

氏 名（署名）

私事

死亡のため下記の期間、忌引の許可をお願いします。

記

平成 年 月 日から 月 日まで

行 先

様式第12号（第27条、第35条関係）

## 校外団体参加願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

顧問教員氏名（署名）

責任代表者氏名

学 科 年 氏 名

このたび下記のとおり、校外団体に参加したいので許可をお願いします。

### 記

- 1 参加しようとする校外団体名
- 2 同 代表者
- 3 同 所在地
- 4 同 規 則（添付）
- 5 参加学年団体名
- 6 参加の目的
- 7 参加年月日 平成 年 月 日

様式第13号（第33条関係）

## 学生団体結成、変更、継続願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

顧問教員氏名（署名）  
責任代表者氏名

学 科 年 氏 名

学 科 年 氏 名

このたび下記のとおり \_\_\_\_\_ を結成、変更、継続したいので許可をお願いします。

### 記

1 名 称

2 目 的

3 事 業

4 設立（変更、継続）年月日 平成 年 月 日

5 事務所の所在地

6 顧問教員氏名

7 規 約（別紙）

8 会員名簿（別紙）

様式第14号（第34条関係）

## 学 生 団 体 解 散 届

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

顧問教員氏名（署名）

責任代表者氏名

学 科 年 氏名

- 1 解散団体名
- 2 解散年月日 平成 年 月 日
- 3 解散理由

上記のとおりお届け致します。

様式第15号（第37条関係）

## 集 会、催 物 許 可 願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

責任代表者

学 科 年 氏 名（署名）

このたび下記のとおり集会、催物を実施したいので、許可をお願いします。

記

1 集会の名称

2 目 的

3 期 日 平成 年 月 日

4 場 所

5 参加者の種類

6 参加人数 人



様式第17号（第40条関係）

## 掲 示 許 可 願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

責任代表者

学 科 年 氏名（署名）

下記のとおり掲示をしたいので許可をお願いします。

記

- 1 掲示表題
- 2 掲示内容（または掲示物を添えること）
- 3 掲示場所
- 4 掲示期間  
自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

様式第18号（第41条関係）

## 施設、設備使用許可願

平成 年 月 日

鳥羽商船高等専門学校長 殿

使用責任者

学 科 年 氏名（署名）

下記のとおり施設、設備を使用したいので許可をお願いします。

なお、使用に際しては、規則等を遵守するとともに、火気に注意し、施設及び備品類を破損、紛失した場合は直ちに弁償致します。

### 記

- 1 使用者名
- 2 使用施設、設備名
- 3 使用日時  
自 平成 年 月 日 時 分  
至 平成 年 月 日 時 分
- 4 使用目的
- 5 使用予定人数 人

※ プールの使用を願い出る際は、予め管理責任者の許可を得て本許可願を提出すること。

管理責任者

氏名

印